

2025.1.25
第94号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

- 令和家族考 94《共同親権等をめぐる法改正と必要な支援》1-3頁
アラカルト 94《ADR (民間型調停)による離婚等の話し合い—大阪ファミリー相談室の取組—》4-5頁
海外トピックス 94《オーストラリアの「家族関係支援センター (Family Relationship Centre)」について》6-7頁

◆令和家族考 94

共同親権等をめぐる法改正と必要な支援

早稲田大学名誉教授 棚村政行

2024年5月、私たちの暮らしに直結する民法の一部が改正され、2年以内の施行が予定されています。そこで、この改正に早くから関わってこられた早稲田大学の棚村政行名誉教授から改正点の概要を解説していただき、支援機関への期待や今後の展望を示していただきました。

なお、本論考中、「新民法」とあるのは「改正後の民法」、「新民執」とあるのは民法と同時に改正された「民事執行法」、「新家事」とあるのは同様に改正された「家事事件手続法」、「新人訴」とあるのは同様に改正された「人事訴訟法」のことです。

1 はじめに

2024年5月に、子の利益の観点から子の養育に関する民事法制の見直しをする民法等の改正(以下「改正法」とします。)が成立し、2年以内の施行が予定されています。改正法の内容は、①親子関係の基本的規律、②親権・監護の定め、③養育費の確保、④親子交流の促進、⑤財産分与等にも及びますが、本稿では、紙幅の関係もあり①②③④の紹介に限らせていただきます。以下では、まず、今回の改正法の主要なポイントについて解説をし、次いで新制度の運用や必要とされる支援、今後の課題に触れ、最後に現場で当事者や子どもたちに寄り添うFPICや民間支援団体への期待を述べてお話を終えたいと思います。

2 改正法の概要と主要なポイント

(1) 父母の責務・親権の性質の明確化

監護及び教育に際して、親の責務等として、子の人格の尊重、年齢及び発達への配慮を含む父母の養育

義務、扶養義務、父母の子の養育に関するお互いの人格尊重・協力義務について明記しました(新民法817条の12)。また、親権行使は「子の利益のため」であることを確認するための基本的規律を置きました(同818条1項)。

(2) 親権及び監護等に関する規律

①親権行使に関する規律の整備—父母が婚姻関係にあるときは、未成年の子の親権は父母の共同親権となります(同818条2項)。しかし、親権行使等をめぐり父母間で意見対立が生じた場合、改正法では、婚姻中も含めて、親権の単独行使が可能な場合として、ア単独親権者のとき、イ他の一方が親権行使できないとき、ウ子の利益のため急迫の事情があるとき、エ監護及び教育に関する日常の行為を規定しました。父母の間で、特定事項の親権行使者について話し合いができないときに、家庭裁判所が子の利益の観点から特定事項に関する親権行使者(単独親権行使)を決定できるものとし

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



ました(同824条の2)。

②父母の離婚後等の親権者の定め—離婚後の単独親権の原則を改めて、離婚後父母双方が親権者となれる共同親権の選択肢を導入しました(同819条1項)。離婚後の共同親権制度の導入をめぐることは、子の重要事項の迅速な決定、DV・虐待事案での子や同居親の安全・安心の確保からの強い反対がありました。他方で、子の養育に対する父母双方関与の必要性、父母双方の熟慮による決定の重要性から、離婚後の共同親権を導入に賛成の声も強くありました。最終的には、家族の多様化、選択の自由、子の利益の観点から、一切の例外を許さない単独親権制は見直す必要があるとの意見が大多数を占めました。また、父が認知した婚外子についても、原則は母の単独親権とし、父母の協議又は家庭裁判所の審判等で共同親権とすることを可能にしました(同819条4項ただし書)。

親権者指定又は変更の際の裁判所の判断枠組みや考慮要素については、「プラスの要素」と「マイナスの要素」とがあり、子の利益の観点から、父母と子の関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮するものとし、とくに児童虐待、DVのおそれなど共同親権が困難であり子の利益を害する「マイナスの要素」を例示しました(同819条7項)。親権者変更の申立権者として、子及びその親族も加えるとともに(同819条6項)、協議離婚の際の不適正な合意への対策として、親権者変更手続の活用を狙い、事情の変更のほか、協議の経過を考慮する際の考慮要素として、DVの有無、調停、ADR、公正証書の作成等を例示しました(同819条8項)。

(3)離婚後の子の監護に関する事項の定め等

監護者指定がされると、身上監護に関する全般的な事項について父母の一方が優先的な地位を得ることになります。部会の議論では、離婚後父母双方を共同親権者とした場合でも、同居親の迅速な問題処理を可能にするため、監護者指定を必須とすべきだとの意見がありました。しかし、離婚後の子の養育は家庭により多様であり、監護者指定の要否は個別の事案によるため、一律に監護者の指定を求めないこととされました。監護者指定の選択肢のほか、子の監護教育に関連する事項を細かく定めたり、一般的抽象的に一方に委ねたり、期間を分けるなど「監護の分掌」の仕組みを置くことで、個別事案に即した柔軟で妥当な対応を可能にしました(同766条1項)。改正法では、監護者が指定された場合の身上監護の権利義務の内容を明確化するとともに、親権者でも、監護者に指定された者の行為を不当に妨げてはならないとの規定も設けました(同

824条の3)。これにより、親権者と監護者との関係では、親権のうち身上監護に関しては監護者が優先的な地位に立ち、監護・教育、居所指定、職業許可などは単独でできるとの考え方が示されました。

(4)養育費等に関する規律

①養育費等の請求権の実効性向上(先取特権の付与)—養育費等の取決めの実効性を向上させるために、養育費等の債権者が債務者の総財産に対して一般先取特権を持つことで、相当な額の範囲内で他の債権者に先立って優先弁済権を有することにしました(同306条3号、308条の2)。また、公正証書や審判等の債務名義を取得しなくても、「一般先取特権の存在を証する文書」を執行機関に提出することで、差押えや財産開示手続・情報取得手続をできることになりました(新民執206条)。

②法定養育費(養育費の定めがない場合の特例)—父母間で、養育費(監護費用)の取決めがない場合は、子の監護を主として行う父母の一方は、他方に対し、離婚したとき(始期)から、養育費の取り決め、審判確定、成人まで(終期)、法定養育費を請求することができる法定養育費制度を新設しました(新民法766条の3)。法定養育費額は、最低生活費か、標準生活費かで争いがありましたが、「子の最低限度の生活維持に要する標準的な費用の額」と規定し、法務省令で定めることになっています。また、債務者側が「生活が著しく窮迫する」と証明した場合の支払拒絶(同条1項ただし書)、家庭裁判所が支払い能力等で、免除等の相当の処分ができることにしました(同条3項)。

③裁判手続における情報開示義務—家庭裁判所は、監護費用(養育費)、婚姻費用分担等の審判・調停事件において、当事者の申立又は職権で、収入・資産状況の情報開示を命じることができるとし(新家事152条の2、184条の2)、離婚の訴え等の附帯処分として情報開示を命ずることができるものとし(新人訴32条の3)。当事者が正当な理由なく情報を開示しなかったり、虚偽の情報を開示したときは、家庭裁判所は、決定で10万円以下の過料に処することができるとしています(新人訴34条の3第3項、新家事152条の2第3項)。この規定は、子の監護に関する処分調停事件及び離婚調停事件についても準用されます(新家事258条3項)。

④執行手続における債権者の負担軽減—執行手続の負担軽減を図るため、養育費等で債務名義を有する債権者が、財産開示等の申立をした場合に、開示された財産(給与債権に限る)について、債権者が反対の意思を

表示しない限り、1回の申立てにより、財産開示手続、第三者からの情報取得手続及び当該手続により判明した財産への強制執行手続又は担保権実行手続が順次申し立てられたものとみなす特例を設けました(新民法206条)。

(5)親子交流に関する規律

①父母の婚姻中の親子交流—「面会交流」から「親子交流」として用語も変更するとともに、別居中の父母間での親子交流紛争も多く生じており、早い段階で、家庭裁判所が関与して婚姻中の親子交流を促進できるように明文の規定を置きました(新民法817条の13)。

②裁判手続における親子交流の試行的実施—これまで父母双方の同意に基づき実施されていた試行的な親子交流について、家庭裁判所が関与するなどして、事実の調査や調整の一環として、安定的継続的親子交流の試行的実施のための明文の規定を設けました(新家事152条の3)。また、子の安心・安全を確保すべく、虐待等子の心身の状態への配慮・対応ができる文言も入れています(同条2項)。離婚の訴え等における附帯処分として子の監護に関する処分(養育費を除く。)の申立てがされた場合も親子交流の試行的実施ができるものとししました(新人訴34条の4)。

③親以外の第三者と子との交流に関する規律—親子交流は原則として父母に認められるものですが、過去に子を監護するなど、子と実質的な関係を築いてきた祖父母などの親族に限り、また、補充性や子の利益のための特別の必要性を要件として課すことで、第三者による不必要な介入や濫用的な申立も阻止することができると考え、父母以外の親族との交流の規定を設けました(新民法766条の2)。

3 改正法の運用や支援と今後の課題

以上のように、今回の改正法は、1947年の民法等の改正から77年ぶりの大きな見直しをするもので、子の利益の観点から、父母の子に対する養育の責務を明確にし、離婚後の共同親権制度の導入、安心・安全の配慮、養育費の確保、親子交流の促進などを狙ったものです。しかし、運用や支援などの在り方をめぐり以下のような課題も指摘できます。

まず第1に、児童の権利に関する条約12条で謳われ、こども基本法、児童福祉法などでも盛り込まれている子どもの意見の考慮などの明文の規定は民法に設けられませんでした。今後は、子どもの手続代理人など、子の意見・意向を適切に把握するとともに、子が表明した意見が子の不利益に使われない制度的保障などの

環境整備が求められることになるでしょう。また、父母双方が子どもの生活に関わる重要事項について、親権や監護の所在にかかわらず、真摯に子どもの相談に乗り、子の人格・意向を尊重した形で決定が行われるように配慮しなければならないとも言えます。

第2に、離婚前後の養育講座、養育計画書の作成、協議離婚での子の養育に関する父母の合意の義務化、自治体を起点とした父母への離婚時の情報提供の制度化についても、協議離婚制度のハードルを上げるという理由で先送りにされました。親ガイダンス、養育計画書などの教育啓発的な働きかけや情報提供は重要であり、とくに自治体での協議離婚届の提出時、ひとり親の相談支援の際に、安心・安全に配慮しつつ、子の養育をめぐる合意形成や合意実現に向けた当事者支援と関係機関の連携・ネットワークづくりが求められます。

第3に、家庭裁判所では、単独親権となるDV・虐待、急迫の事情、日常行為などの解釈運用をめぐる基準作りが行われていますが、一般国民にもわかりやすいリーフレットの作成や配布、周知徹底が必要です。とくに、共同親権が望ましい場合と単独親権が適切な場合について、Q&Aのような形でわかりやすく示すとともに、包括的なパッケージとしての監護者指定、親権者指定、親権者変更、監護者変更と、個別特定事項ごとの親権行使者の決定、監護の分掌をめぐる決定との運用上の違いや紛争解決の道筋・手続選択の在り方を明確にすることも喫緊の課題です。

第4に、今回の改正で導入される離婚後の共同親権・監護では、教育・医療・宗教・転居などをめぐる紛争が起こらないように、また意見対立が生じた場合の解決方法などについて、共同親権制を導入した先進的な海外での経験や工夫に学ぶ必要があります。日本でも、共同親権・共同監護などの新たな制度の導入には、運用の基準の明確化、子育て支援や専門的相談支援態勢の強化が不可欠です。

第5に、今回大きな法改正はされましたが、FPICや養育費等相談支援センターのように、経験と実績、専門性も兼ね備えた民間相談支援団体・支援者の力を借りなければ、多様な親子や家族に必要な支援は届けられません。2024年7月、関係府省庁の連絡会議が開催され、法改正の趣旨や内容の周知徹底、子の意見聴取、裁判所の態勢整備、DV・虐待防止、税制・社会保障・社会福祉における連携など省庁横断的な協力等が強く要請されました。法改正の理念や目的を達成するためにも、是非、関係機関の連携協力の強化と民間団体を含む支援態勢の強化に取り組んでいただきたいものです。

ADR（民間型調停）による離婚等の話し合い

—大阪ファミリー相談室の取組—

FPICのADR調停は、東京、大阪、名古屋の三相談室で行っていますが、相談室によって実務の在り方にそれぞれ特色があります。今回は、大阪ファミリー相談室が発足以来追及してきた、当事者間のコミュニケーションが円滑になされ対話が促進されることを目的とした当事者同席による対話促進型調停の取組みの実情をご紹介します。なお、各相談室とも、今後、オンライン調停や養育費等の特定和解などの領域にもウイングを拡げるべく準備を進めています。

1 はじめに

大阪ファミリー相談室（以下、「当室」といいます。）では、2009年4月20日、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（通称「ADR法」）に基づく法務大臣認証を受け、ADR事業を開始しました。

ADR法は、2007年4月1日に施行されましたが、施行後約17年経った現在でも、離婚等の家族の問題についての解決手段としてADR調停が広く知られているかという点、家庭裁判所の調停等と比べ、残念ながら知名度は低いように思われます。当室のADR事業も長らく受理件数が伸びないことが悩みでした（毎年度10件前後）。

しかし、法務省は、2022年3月「ODR（オンラインによるADR）の推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」を打ち出したり、2024年4月1日施行の改正ADR法で「特定和解」（ADRにおいて成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたもの）を導入したりなど、今、改めてADRがホットな状況です。これらの施策の影響によるものかは不明ですが、当室の新受件数も、2024年度上半期は11件と例年にない伸びを見せています。また、当室ADR事業部のメンバーである調停人たちはこれまでの経験から、「ADR調停にはいいところがいっぱいある」と確信を持つに至っていますので、本稿で、当室のADRの取組と調停人メンバーの実感をご紹介します。ADR調停のことを少しでも知っていただければと思います。

2 大阪ファミリー相談室のADR調停の概要

(1) 取り扱う紛争の範囲

当室のADR調停が取り扱うのは、「婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護に関する紛争」であり、具体的には、離婚問題及びそれに伴う子どもやお金の問題ですが、その中には関係修復のための話し合いも含まれます。

(2) 調停人・助言弁護士

当室のADR調停では、通常、男女2人の調停人がペアとなって1つのケースを担当します。

調停人の資格は次のとおりです。毎月、研修会を持ち、研鑽に努めています。

- ① 家裁調査官として5年以上の勤務実績を有する者
- ② 家事調停委員として5年以上の勤務実績を有する者
- ③ 裁判官として1年以上の実務経験を有する者
- ④ 弁護士として1年以上の実務経験を有する者

また、助言弁護士を数名登録し、調停期日外に法的助言を受けています。

(3) 期日・場所

期日は、1回あたり2時間程度で、夜間や土日祝日も可能です。3か月以内・5回以内の成立を目標にしています。

場所は、当相談室の調停室のほか、双方の合意があれば、外部に調停人が出向いて実施することもできます（ただし、秘密保持が可能な場所）。

(4) 費用

申込人・相手方双方から、調停申込み・応諾の際に各3,000円をいただき、その後は期日ごとに各1万円をいただいています。

3 同席・対話促進型調停

ひとくちに「調停」と言っても様々な調停モデルがありますが、当室は、発足当初から同席・対話促進型調停を実践しています。現在、家庭裁判所の調停では当事者別席（当事者が交替してそれぞれが調停委員と話す）が普通の運用とあってよい状況ですが、当室のADR調停では、当事者同席で話し合いを行うのが原則です（ただ、どうしても対面が辛く感じられる方の場合には、お二人の間に衝立を立てるなど、安心して話し合ってくださいための工夫もしています）。そして、調停人は、当事者の話を評価したり、解決案を提示したりするのではなく、当事者間のコミュニケーションが円滑になされ対話が促進されることを目的として場を作り、働きかけを行います。すなわち、当事者が話し合いの主体となって、自己決定をしていくということになります。

では、調停人メンバーは、同席・対話促進型調停の実践の中で、どのような良さを感じてきたのでしょうか。

① 対話による話し合いができる

離婚等の問題では、家族の問題だからこそ相手としっかり対話して話し合いたくても、話し合いの場を持つことができない、何とか話し合いの場を作ったとしても言い合い

になってしまう、などのことが生じがちです。

同席・対話促進型調停では、同席であることを理解して双方が話し合いに臨もうと決意して話し合いを始めることや、話し合いをファシリテートする調停人の存在があることで、相手の言うことも聞き、自分の言い分も聞いてもらう対話が実現します。「家ではこんなにスムーズに話ができない」、「自分の思っていることが言えたので、気持ちが楽になった」などの利用者の方々の声は、対話による話し合いができたこと自体にADRの良さを感じられたことによるものと思います。

② 相手の真意が伝わりやすい

別席調停では、調停人が相手の発言内容や意向を双方に伝えますが、それが的確に伝えられたとしても、発言時の相手の声のトーンや表情、雰囲気までをリアルに伝えることはほぼ不可能です。しかし、あらかじめ整理され、まとめられた言葉ではなく、相手の雰囲気を丸ごと感じることで分かることがあるものです。相手に直接して発言を聞くことで、良くも悪くも合点がいく、それが同席の大きな良さだと思います。激しいやりとりがあったにもかかわらず、「同じ部屋で聞いて良かった。人を介してだと伝わらなかった」と言った利用者の方もおられました。

③ 話し合いが建設的になる。

双方同席で話し合うと感情的になって終わるのではないかと、という危惧を持たれる方もおられるかもしれませんが、確かに、双方の感情がいつとき噴出したり、過去の話が続きたりしてなかなか前向きな話にならないなどの場合がありますが、一方で、相手が目の前にいることから自ずと誇張等は控えられ誠実な話し合いとなり、また、最初は感情が噴出したとしても、その結果、話し合いが自然と建設的な方向に向いていくことも多い、というのもまた調停人の実感です。

④ 話し合いの効率が良い

別席調停では、待ち時間や調停人が伝達をする時間が必要となります。しかし、同席であればそれらが不要になりますので、2時間をほぼ丸々話し合いに使うことができます。つまり、効率良く、しっかり話し合うことができます。

⑤ 納得性が高まる

①～④の結果、迎り着いた合意内容には総じて双方の納得性が高く、納得の上で決断したものとして合意内容が守られることにつながっていると思われます。時折、手紙や来訪の形で、その後うまくいっているというご報告をしてくださる方もおられます。

また、合意に至らなかった場合でも、相手の思いが分かったことによる納得感があり、さらに裁判所を利用する必要があるのか否かなど今後の進む方向の見極めの機会になっていると思われます。

4 面会交流についての話し合い

当室のADR部のもう一つの取組は、面会交流事業部との連携です。当室では、他のFPICの相談室と同じく、当事者間だけでは面会交流の実施に困難がある場合に、付添いや助言等を行って、1～2年後には当事者だけで実施できるように

なることを目指して支援してきました。

このように、支援開始後1～2年後に、当事者間の協力による自立的な面会交流に移行する前に、今後の面会交流の方法等について話し合ったほうがよいと思われる当事者に、ADRで話し合う方法があることをご案内しています。なお、面会交流支援の終了段階で、自立的な実施のためにADRを申し込む方は、ADRの費用を低く設定しています。

面会交流は、FPICによる支援が終わっても、長く続くものであり、かつ、日時場所の調整や子どもの状況・意向など様々なことについて当事者間で協力しなければならないことがたくさんあります。そのため、相手の考えを理解し、しっかりと話し合っ、納得して解決を見出していくというADRの良さが活用できる分野だと思われます。

5 特定和解・ODRへの取組

冒頭に、ADR法の改正により「特定和解」が導入されたと述べましたが、当室でも改正法が施行された2024年4月以降は、ADRの申込段階で行う事前説明の際に、当事者の方々に特定和解の制度についてご説明をしています。現時点ではまだ特定和解条項を入れた形での成立例はないものの、実際のADR調停の場で、婚姻費用や養育費が含まれる事案では、特定和解条項の入った合意書案を当事者の方にお示しし、検討していただいています。

また、ODRについても、現在、パソコン等の物的環境の整備とともに調停人の研修を行うなどの準備を進めているところです。

6 その他のメリット・まとめ

当室のADR調停は土日祝日や夜間も可能であり、また、月数回実施することも多いので、期日と期日の間隔も短めです。そのため、「平日の話し合いでは相手が応じないだろう」と考えられるような場合でも、ADR調停を選択することができるなど、時間的な融通がきいたり、解決への時間を短縮できたりすることもメリットの一つです。

今後、ODRを実施できるようになれば、時間的場所的な柔軟性が一層増し、当事者の方々にとっての利便性を高められると考えています。

このように、これまでの実践の中で、ADR調停には様々な良さがあると感じていますが、もちろん問題の内容やこれまでの家族関係から、家庭裁判所の調停のほうが適しているケースもあります。一方、2024年5月成立の家族法改正の内容からしても、これから離婚やその際の子どもの福祉などの家族の問題について話し合う場がますます求められると思います。家族の問題の解決のための一つの選択肢として、ADR調停の存在を広く知っていただけることを願っています。

オーストラリアの「家族関係支援センター (Family Relationship Centre)」について

東京経済大学現代法学部准教授 古賀絢子

共同親権を含む民法改正の施行を前に、離婚前後の父母による子どもの養育に対して、民間の支援団体や地方公共団体の取組も含め、支援の在り方が検討されています。今号では、東京経済大学の古賀絢子准教授に、共同養育の取組が先行しているオーストラリアの支援体制について、家族関係支援センター（FRC）を中心に御紹介いただきました。

はじめに

オーストラリア（以下、豪州）連邦家族法（the Family Law Act 1975）は、両親の離婚後において共同養育を含む多様な養育の形を取決めるための仕組みを設けています。特に2006年の家族法制改革（the 2006 Family Law Reform）は、「子の安全を脅かさない限り、共同養育は子の利益に適う」との理念を掲げ、離婚後の共同養育の推進を図りました。それは法を改正するだけでなく、共同養育を行う上で子の利益を具体的に実現するための手続整備を伴う先進的な取組みでした。「訴訟から協力へ」を養育取決め手続の変革指針とし、支援の軸足を裁判所からコミュニティへ移行させ、社会的支援の拡充を進めました。

しかし、性急な共同養育推進は、一部父母の対立激化や暴力の加害親による支配の継続を招く等の問題も伴いました。そこで、各論的改正や支援実務の改善による対応が重ねられました。2023年には養育取決めの仕組みを見直す法改正（the Family Law Amendment Act 2023）が行われ、共同養育推進に歯止めがかかりました。もっとも、離婚後の共同養育は豪州社会に既に定着しているとされます。

このようにダイナミックな展開を見せる豪州家族法ですが、その間、コミュニティにおける離婚家族支援の中心を担ってきたのが、2006年改革により創設された家族関係支援センター（Family Relationship Centre、以下、FRC）です¹。

1 FRCの開設と運営

2006年改革は、連邦政府による「家族法制度史上最大の投資事業」でした。FRCはその目玉として、約2億豪ドルをかけて連邦全土65カ所に設置されました。1センター（常勤職員平均7名）で、人口約30万人をカバーする計算です。連邦社会サービス省・法

務省管轄下の公的機関で、FRCの名称やロゴ、運営業務要領は連邦共通です。裁判所に替わる一次的・総合的な家族支援機関というコンセプトで、病院や警察署と同レベルの社会的浸透が図られました。都市部のアクセスの良い場所に置かれ、サービスの大部分は無償で提供されます。運営を担うのは、競争入札により委託を受けた民間福祉事業者です。既存の民間資源を活用し、公的支援ネットワークを形成した格好です。

2 FRCの役割・機能

（1）離婚家族支援における3つの主な役割

FRCの主な支援対象は離婚家族です。離婚夫婦に加え、子どもや祖父母等も利用できます。主な支援内容は、次の3つ—第1に離婚後の養育取決めにおける初期対応およびFDR（Family Dispute Resolution）²による紛争解決支援、第2に家族関係支援のための助言・教育・情報提供、第3に離婚家族支援全体の窓口となることです。

（2）FRCによる支援のプロセス（離婚父母による利用の例）

- ①利用開始—利用者はまず、電話やオンラインで、または直接、FRCにアクセスします。FRCは初期対応を重視し、離婚の検討中や離婚直後等の早期段階での利用を推奨します。もっとも、離婚に伴うFRCの利用は義務づけられておらず、利用は任意です。連邦電話・オンライン相談支援やコミュニティ内の各種支援機関から紹介されての利用も多いです。
- ②家族相談員との個別面接—利用受付後、利用者一人ひとりが面接を受けます。面接はインテークを兼ねており、相談員は説明や助言を行いながら、アセスメントを進めます。評価項目は利用者の懸念、父母間のコミュニケーション・支配関係、安全面、アルコール・薬物濫用、支援利用歴等です。その結果に

1 以下の記述は主に、拙稿「問題の発見—相談受付とその振り分け」二宮周平・渡辺惺之編著『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』（2014年、日本加除出版）所収、拙稿「オーストラリア家族法における離婚後の共同養育推進と子の保護の取組み」二宮周平編著『子どもの権利保障と親の離婚』（2023年、信山社）所収、およびこれら掲載の参考文献に基づく。

2 FDRとは、国家公認FDR士の支援下で離婚家族の問題解決のための合意形成を図るメディエーション等の裁判外手続を指す（連邦家族法 s10）。

基づいて、FRC内のFDRによる養育取決め支援へ進みます。外部の支援を紹介する場合があります。

- ③養育講習－ FRC内でFDRを行う場合、グループおよび個別での事前講習を受講します。子どものための協力関係の形成を促すべく、父母自身の感情的困難の克服、父母の離別や不和による子どもの心理的悪影響、子どもの利益・ニーズの内容・重要性、父母間の葛藤の緩和・協働関係構築、FDR等の法的手続に関する情報・助言・教育を提供します。
- ④ FDR－国家公認 FDR士の支援の下、養育の合意と養育計画作成を目指します。養育費や財産分与等の関連問題にも対応します。安全面や地理的な理由から、別席、電話やオンラインでの実施も可能です。FDRは子どもの利益に重点を置く形で行われ、子ども自身が参加する場合があります。2006年改革により、安全の懸念のある場合等を除き、裁判所への養育命令申立ての前にFDRで合意形成を試みる事が必須とされ (FDR前置主義、連邦家族法 s60I)、FRCはその主な受け皿となっています。FRC内のFDRでは解決できない場合や安全の懸念のある場合は、裁判所へつなぎます。
- ⑤継続的なケース評価と紹介 初期面接後も随時、アセスメントを行い、利用者をFRC内外の支援へつなげます。情報講座の開催やリーフレット配布も充実しています。FRCはコミュニティの多種多様な支援サービスについて、窓口を務めつつ一体的なネットワークとしてまとめているのです。主な紹介先は、カウンセリング、面会交流・養育費支払・養育命令履行等の支援、弁護士、DV・虐待・薬物・アルコール依存等の専門治療サービスです。

(3) DV・虐待事案への対応

DV・虐待事案への対応は、FRCの支援プロセス全般における重要な課題です。職員はDV・虐待事案対応の特別講習を必ず受講します。運営業務要領は利用者と職員の安全を重視し、特に加害者が被害者と直接対面しないよう、待合室や導線の確保等に関する施設建物の細則を設けています。

もっとも、FRCはDV・虐待事案に直接対応するための専門的資源を持ち合わせてい

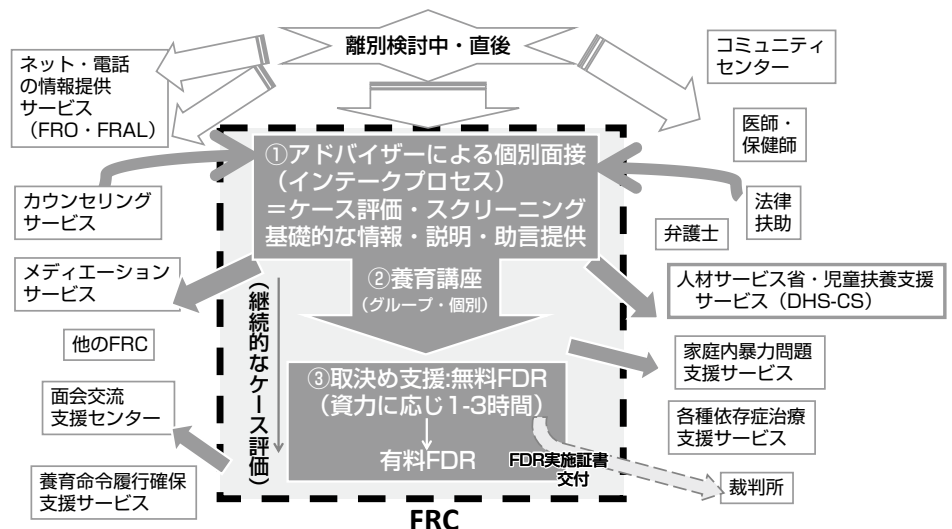
ません。あくまで初期対応として、DV・虐待事案を抽出し、適切な支援へつなげるのが役割です。特に(2)

- ④の通り、安全の懸念のある事案は養育命令申立て前のFDRを免除されます。FRC等がスクリーニングを行い、安全の懸念のない事案をコミュニティ内で担うことで、裁判所はDV・虐待の事案に集中的に取り組めるという構造が成り立っています。ただし、近年は精神的DVへの対応の重要性が高まる中、その見抜きにくさが課題です。精神的DVの一形態である手続濫用はFRCにも及び、同一親による頻回の濫用的利用が資源を圧迫しているとして問題となっています。

おわりに

2006年改革は「子の安全を脅かさない限り、共同養育は子の利益に適う」という理念の下、安全の懸念を伴う家族を選び分けつつ、その他大多数の家族における合意形成と協力関係構築を支援することで共同養育の拡大を図ってきました。この戦略において、FRCは重要な役割を果たしてきました。改革の共同養育推進はやがて、その性急さゆえに歯止めをかけられましたが、FRCを軸とした裁判外支援拡充の契機となったという点では、豪州家族法制における大切な一歩であったと言えます。調査によれば、FRCは多くの利用者から高い評価を受けています。

翻って、日本でも離婚後の共同親権制導入を含む民法改正が施行予定ですが、これをめぐっては賛否両論が交わされています。思うに、重要なのは共同養育の拡大それ自体ではなく、その試みの中で一人ひとりの子どもの利益と幸せを実現していくことです。民法改正がそのための具体的な支援の整備拡充の契機となること、そして、FRCがその良い参考例になることを願っています。





一輪車



宝くじ桜



子宮がん検診車



宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



救急普及啓発広報車



宝くじドリームジャンボ絵本



集会用テント



「健康手帳」(冊子)



ベンチ



リスザル展示施設

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人 **日本宝くじ協会**
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

